

福祉・介護職員等処遇改善加算の「見える化」要件について

【福祉・介護職員等処遇改善加算の算定要件】

- ・月額賃金改善要件、キャリアパス要件、職場環境等要件の3種類の要件を満たしていること
- ・職場環境等要件に係る取り組みについて、ホームページ等へ掲載していること

当法人の福祉・介護職員等処遇改善加算の算定状況

事業所名 (サービス名)	福祉・介護職員 処遇改善加算
草加市立養護老人ホーム松楽苑 (特定施設入居者生活介護)	II
草加市障害福祉サービス事業所つばさの森 (就労継続支援B型/生活介護)	I
草加市障害者グループホームひまわりの郷 (共同生活援助/短期入所)	I
生活介護事業所そよかぜの森 (生活介護)	I

職場環境等要件

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための制度・仕組みなどの明確化	事業計画書を作成しています 経営理念や方針等についてホームページに掲載をしています
	職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職場魅力度向上の取組の実施	法人内各事業所にて、随時職場体験の受入れを実施しています
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護または支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引(研修)、認知症ケアまたは強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援	<ul style="list-style-type: none"> ・研修要綱を規定し、外部研修や自主研修を奨励しています。特に業務に必須な資格取得については、計画的に育成を行い、費用を負担しています。 ・研修等を受けるために勤務シフトの考慮等を行っています。 ・自己啓発による資格支援を促進するため資格手当を支給しています。
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	<p>子育てとの両立を図る職員のため、特に、次のような期間を設定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の期間は、子が3歳に達する日まで、また、部分休業は、小学校就学の始期に達するまで取得可能です。 ・子の看護等休暇は、おおむね小学校3年生まで取得可能です。
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	短時間労働者を含めた、全職員を対象とした定期健康診断を実施し、費用を負担しています。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	危機管理マニュアルを策定し、事故等を未然に防ぐよう努めています。発生した事故、ヒヤリハット報告については、事例検討、再発防止に取り組んでいます。
生産性向上のための取組	現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している	定期的に事業ヒアリングを実施し、各事業所における課題の抽出、課題に対する対応等を検討し、結果の情報共有を行っています。

	介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入	介護記録において、ノートPC・タブレット等を活用し、情報共有・業務効率化を促進しています。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケアまたは支援内容の改善	毎日のミーティングや適時会議を開き、情報共有や改善等を図っています。